

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20210408	クールライン広島有限公司(法人番号5240002044438) 代表者鍋島昌三	広島県福山市曙町2丁目22番13号	本社営業所	広島県福山市曙町2丁目22番13号	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和2年1月14日及び同年9月29日、情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁止違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録保存義務違反(安全規則第9条)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	4	4
20210420	ヒカリ産業株式会社(法人番号4280001005539) 代表者長田義満	岡山県岡山市東区松新町678-11	早島物流センター	岡山県都窪郡早島町矢尾838	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和3年3月8日、情報提供を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0
20210423	有限会社荒木資材運輸(法人番号2280002011619) 代表者影山勝	島根県仁多郡奥出雲町下阿井1778	雲南営業所	島根県雲南市木次町里方1078番地2	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和2年2月14日、死亡事故を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0